

## (10) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和3年11月17日

鳥取県知事 平井伸治

### 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する鳥取県営住宅の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

#### 1 和解の相手方

甲 八頭郡若桜町 個人

乙 鳥取市

企業

#### 2 和解の要旨

県は、乙に損害賠償金74,244円を支払うものとすること（うち、68,629円は県側の過失割合を10割とし、5,615円は県側の過失割合を1割とする）。

#### 3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和3年4月4日

(2) 事故発生場所

鳥取市浜坂四丁目5番

県営住宅ひばりが丘団地内

(3) 事故の状況

和解の相手方甲が、県営住宅ひばりが丘団地敷地内を、和解の相手方乙所有の小型乗用自動車で走行中、側溝の蓋が跳ね上がり、同車両が破損したものである。

また、和解の相手方甲が、同車両の当該破損後に駐車した店舗駐車場において、同車両の油が流出したため、和解の相手方乙に油吸着材を使用させ、損害を与えたものである。